

後期高齢者福祉医療（マル福）の助成内容

一定の条件に該当する方の
保険診療の自己負担額を市が助成します

文書料・予防接種など保険が適用されないもの
入院時食事療養費は助成対象外です

[受給要件]

- ・身体障害者手帳 1～3級、4級（腎臓機能障害）、4～6級（進行性筋萎縮症）
- ・知能指数 50 以下（療育手帳 A・B 判定） ・ 自閉症状群
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級 ・ 戦傷病者手帳
- ・母子・父子家庭の母（父）と児童（18歳到達年度末までの子）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する措置入院の方
- ・入院勧告措置により入院した結核患者及びこれと同等の要件を有すると愛知県知事に認められた方
- ・ねたきり、認知症（要介護 4 又は 5 で非課税世帯）

受給者証の更新

有効期限が切れる前に更新の手続きをしてください

身体障害者手帳・療育手帳・自閉症状群

有効期限：令和 4 年 7 月末または

手帳の再認定時期（次期判定年月）の早い日

※期限が切れる前にあらかじめ手帳の更新を済ませてください。

自閉症状群により認定する方は、診断書が必要になります。

精神障害者保健福祉手帳

有効期限：手帳の有効期限と同日

※期限が切れる前にあらかじめ手帳の更新を済ませてください。

寝たきり・認知症

有効期限：毎年 7 月末

※当課から更新案内通知を送付します。

助成の受け方

[後期高齢者福祉医療費受給者証] を交付します

病院・薬局など医療機関等へ受診する時は

後期高齢者医療被保険者証

（福）後期高齢者福祉医療費受給者証

をご提示ください

窓口負担は [無料] になります。

ただし、受給者証を使用できない場合は、当課より助成対象額を支給します。

例・県外での受診

- ・受給者証交付前など未提示での受診
- ・コルセットなど治療用装具の作製

申請場所 北名古屋市役所 国保医療課（西・東庁舎）

月～金曜日（祝日・閉庁日を除く）8：30～17：15

持ちもの ・領収証（原本 医療点数が記載されているもの）

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・（福）後期高齢者福祉医療費受給者証
- ・通帳（振込先のわかるもの）
- ・『医師の証明書』※治療用装具作成の場合

支払額について 保険診療点数をもとに計算しますので、自己負担額（領収書の金額）と数円の誤差が生じる場合があります。

時効について 申請書の提出期限は、医療費を支払った日の翌日から 5 年間です。

ご来庁が困難な方へ 郵送での申請も可能です。詳しくは北名古屋市ホームページをご覧ください。当課までお問い合わせください。

その他

医療費の返還 資格喪失後に受給者証を使用して受診した場合は医療費を市に返還していただきますので、当課までご連絡ください。

受給者証の返却 転出など、受給者証の有効期間内で受給資格を失った場合は、受給者証を返却してください。

人工透析をされる方へ 人工透析に関する受診や処方の際は、「特定疾病受領証」を提示してください。（未発行の方は、当課へ申請してください。）また、公費「自立支援医療（更生医療）」に該当する場合は併用してください。詳しくは、透析をされる医療機関へお尋ねください。

～・～ ご協力ください ～・～

ジェネリック医薬品の利用

医療機関等で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。医薬品の開発には長い時間と多くの費用がかかることから、新薬は一定期間特許に守られ販売されます。

これに対し、ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れたあとに、同じ成分を使って製造されるもので、効き目や安全性は確認され、一般的に価格が安くなっており、医療費を節約することができます。

ただし、使用している薬や症状によっては、まだ新薬しか発売されていない場合があります。

詳しくは医師や薬剤師にご相談ください。

受給者証の交付を受けた方へ

医療費助成制度のご案内

[後期高齢者福祉医療]



北名古屋市
KITANAGOYA

市民健康部 国保医療課

所在地【西庁舎】

〒481-8531 北名古屋市長久清水田 15 番地

所在地【東庁舎】

〒481-8501 北名古屋市長久熊之庄御榎 60 番地

電話番号

(0568) 22-1111 (代)

ファクシミリ

(0568) 24-0003

電子メール

kokuh@city.kitanagoya.lg.jp